

水痘(みずぼうそう)予防接種のお知らせ[説明書]

予防接種法に基づき、水痘(みずぼうそう)ワクチンの個別予防接種を行います。次の注意書きをよく読み、必要性や副反応を理解してから接種を受けるようにしましょう。わからないことは、接種を受ける前に医師に質問しましょう。

1 水痘(みずぼうそう)について

水痘は、水痘・帯状疱疹ウイルスの感染によってひき起こされる感染症です。感染力が強いため、5歳までに約80%の子が患うと言われていています。水痘の主な症状は発疹、発熱です。痒みのため発疹部分を引っ掻くなどして細菌の二次感染を起こすと痕が残ることがあります。健康な小児の場合一般的には軽症で済みますが、中には重症化し、入院が必要となったり、死亡することもあります。

2 予防接種を受けると

接種すると病気に対する抗体(免疫)が得られ、水痘にかからなく(かかりにくく)なります。なお、接種後個人差はありますが、接種部位が赤くなったり、腫れ、しこりができたり、発熱することがあります。また、接種後発疹、水疱がみられることがあります。通常これらの反応は一過性のもので心配はありませんが、高熱が出たり、腫れが目立つ場合は念のため早めに医師の診察を受けてください。

3 対象者及び接種スケジュール

対象年齢を過ぎると公費負担を受けることができず、費用は自己負担となります。小平市より転出された方は、同封の予診票では接種できません。転入先の市区町村で予診票をお受け取りください。

小平市に住所を有する生後12か月から36か月に至るまでの間にある子 (1歳から3歳の誕生日の前日まで)

初回接種：生後12か月以上(標準的には生後15か月に至るまで)で1回接種
追加接種：初回接種から3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)の間隔をあけて1回接種

※水痘にかかったことがある場合は、定期接種の対象外となります。

4 接種方法 皮下接種 0.5ml

6 実施場所 別紙「小平市予防接種指定医療機関一覧表」のとおり(水痘欄参照)

7 実施日程 接種日・時間は、医療機関により異なりますので、事前に確認してください。

8 費用 無料

9 医療機関に持参するもの

- (1) 水痘予防接種予診票
- (2) 母子健康手帳

「水痘予防接種予診票」はお子さんの接種時の体調などを確認するために必要です。かならず接種前に必要事項を記入して医療機関に提出してください。

10 次の項目に該当する子は接種を受けられません

- (1) 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)のある子。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな子。
- (3) 接種しようとするワクチンの成分で、アナフィラキシー(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)をおこしたことがある子。
- (4) その他、医師の判断により予防接種を行うことが不適当な状態にある子。

※裏面もご覧ください

11 次の項目に該当する子は接種の際、医師と相談してください

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有することが明らかな子。
- (2) 前の予防接種で2日以内に発熱のみられた子、又は全身性発疹などのアレルギーを疑う症状をおこしたことがある子。
- (3) 過去にけいれんの既往のある子。
- (4) 過去に免疫不全と診断されたことがある子及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる子。
- (5) 接種しようとするワクチンの成分で、アレルギーをおこすおそれのある子。

12 接種前の注意

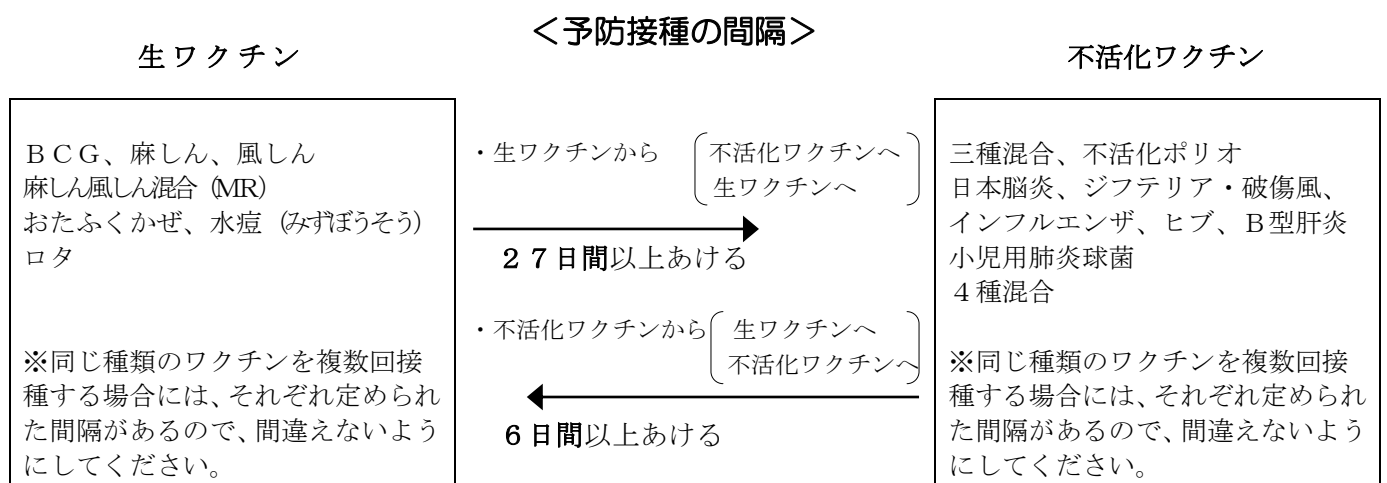
- (1) 接種の際、保護者等の署名が必要です。このお知らせをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に医師に質問しましょう。
- (2) 接種前日は入浴（又はシャワー）をさせ、体を清潔にしましょう。
- (3) 当日は朝からお子さんの状態を良く観察し、ふだんと変わらないことを確認してください。体調が悪い場合は、接種を避けた方がよいでしょう。
- (4) 清潔な着衣をつけさせましょう。
- (5) 接種は保護者同伴で接種しましょう。
- (6) 予診票は医師の大切な情報源になります。責任を持って記入するようにしましょう。

13 接種後の注意

- (1) 接種後30分は安静を保ち、様子を観察するようにしましょう。
- (2) 接種後生ワクチンでは2～3週間、不活化ワクチンでは24時間は副反応が現れる場合があります。お子さんの状態を良く観察し、万一、高熱やおう吐など異常な副反応がでた場合は、早めに主治医の診察を受けてください。その場合は小平市健康推進課にご連絡ください。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射部位をこするなどしないようにしましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けるようにしましょう。
- (5) この予防接種を受けた後は、他の予防接種との間隔を27日間以上あけてください。

14 予防接種健康被害救済制度

予防接種により、万一、健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によるものであると認定された場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度が適用されます。



(接種例) 月曜から次の月曜(6日以上あける)、あるいは4週間後の月曜(27日以上あける)の接種ができます。

問合せ 小平市健康センター TEL: 042-346-3700 FAX: 042-346-3705